



交通安全情報

令和5年9月12日
三重県環境生活部
くらし・交通安全課

やさしさが 安全つなぐ 三重の道 ~ 歩行者の ハンドサインは 赤信号 ~

飲酒運転による 交通事故が多発!

22件発生
(6月末現在)

6月末現在の飲酒運転による人身事故件数				
区分	令和3年	令和4年	令和5年	前年比
人身事故	12	16	22	+6
死亡事故	0	0	4	+4

本年は、飲酒運転による人身事故件数が急増しています。

6月末現在、飲酒運転による人身事故は22件（前年同期比6件増）発生しており、そのうち、4人（4件の死亡事故）が亡くなっています。

自動車やオートバイはもちろんですが、自転車や電動キックボードも飲酒運転は禁止されており、違反すれば、処罰の対象となるおそれがあります。

自動車等を運転する人にお酒を勧める行為、飲酒運転となる人に車両を提供する行為、飲酒運転の車に同乗する行為も悪質な犯罪で、運転者と同様に処罰されます。

飲酒運転は絶対しない、させない、許さないという意識を持ち、飲酒運転を根絶させましょう。

飲酒運転の罰則	
違反種別	罰則
酒酔い運転	5年以下の懲役 又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役 又は50万円以下の罰金

車両提供罪	
違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類提供罪・同乗罪	
違反態様別	罰則
運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

